中小企業診断士登録制度の概要

中小企業診断士：中小企業に対する経営の診断及び経営に関する助言の業務に従事する者

中小企業診断士の新規登録

中小企業診断士試験（一次試験）合格

- 中小企業診断士試験（二次試験）
  筆記試験及び口述試験合格
  - 診断実務に従事（15日以上）
  - 実務補習を受講（15日以上） 等
- （独）中小企業基盤整備機構が実施する養成課程の修了
- 登録養成機関が実施する登録養成課程の修了

→ 経済産業省に登録申請 → 中小企業診断士登録（中小企業診断士登録証の交付）

更新登録

＜更新登録要件（5年間）＞
以下の①と②の両方を満たした後、
経済産業省に更新登録申請

①知識の補充要件
5年間で5回以上の理論政策更新研修の受講　等

②実務の従事要件
5年間で30日以上の診断実務に従事　等

＜休止＞
登録有効期間内に経済産業省に休止申請することにより、最長15年休止が可能

※中小企業診断士第1次試験合格者は、合格した年度及合格した年度の翌年度の2年間に限り、（独）中小企業基盤整備機構が実施する養成課程又は登録養成機関が実施する登録養成課程の受講申請をすることができます。
詳細は、以下のHPをご参照ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/download/Yousei-TourokuKikan.pdf